

滝川市子ども・子育て支援事業計画＜概要版＞

●計画策定の趣旨

平成27年度から本格的にスタートする「子ども・子育て支援新制度」において、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づき、各自治体では質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るため、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされました。

この計画は、これまで取組を進めてきた滝川市こどもプラン（次世代育成支援後期行動計画）を継承する計画として、次世代育成支援対策推進法に基づく、市町村行動計画と一体のものと位置づけるとともに、滝川市の最上位計画である「滝川市総合計画」の趣旨並びに平成21年4月に施行された「こども未来づくり条例」の3つの基本理念を踏まえながら、本市における児童福祉、母子保健・医療、教育関係など子ども・子育て支援に係る施策を網羅した基本的かつ総合的な子育て・子育て支援に関する上位計画として策定します。

●計画の期間

滝川市子ども・子育て支援事業計画は、前進となる滝川市こどもプラン（次世代育成支援後期行動計画）の一部を継承しながら、平成27年度から平成31年度までの5年間として策定することとし、年度毎に進捗状況を確認の上、必要に応じて随時見直すこととします。

22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
滝川市こどもプラン（次世代育成後期行動計画）					滝川市子ども・子育て支援事業計画					
					（随時見直し ・ 進捗状況確認）					
滝川市総合計画（H24～H33）										

●計画の策定体制

滝川市子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき、団体関係者、行政機関、公募市民など幅広い意見を反映させるため、「滝川市子ども・子育て会議」を設置、開催しました。

また、本市の子ども・子育て支援に関する様々な基礎的データを収集するために、平成25年12月に「滝川市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を行い、本計画策定の参考資料としています。

計画の基本理念・視点・目標

●計画の基本理念

滝川市では、次代を担う子どもたちが生き生きと成長できるよう、また、乳児期、幼児期など子育てのライフステージに応じた子育て支援、子育て環境を充実し、子どもを産み育てることに対する不安や負担感の軽減に努め、滝川市で子育てしたいと思われるまちづくりを推進しています。

そのため、「滝川市における子育て・子育て環境づくりについて、子育て・子育て環境づくりのための施策を総合的かつ計画的に推進し、滝川市の未来を担うこどもを健やかに育てていく」ことを目指して策定します。

●これまでの施策のふりかえり

この計画の基本的な視点及び基本目標については、これまで進めてきた次世代育成支援行動計画の視点、目標を継承しつつ、状況の変化に対応し、あらためて滝川市における子育て施策を見つめ直すことが必要です。

年度	事業名	概要
18年度	子育て応援課を新設	子育て関連事務を統括
	こどもセンター設置	滝川保育所と花月保育所の統合を含む
	地域子育て支援拠点事業整備	親子ひろば「とんとん」を含む
20年度	障がい児保育の充実	全保育所で障がい児保育を実施
	放課後児童クラブ事業の充実	放課後児童クラブ本格運営スタート（2⇒6か所）
21年度	ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を受ける者と援助を行う者の相互援助
22年度	放課後子ども教室	4か所で地域の方々の参画を得て放課後活動を実施
	乳児家庭全戸訪問事業	子育て家庭の孤立化を防ぎ、サービスの情報提供
	病後児保育事業	集団保育が困難な期間に専用の保育室で保育を実施
23年度	保育所保育料見直し	保育料の10%引き下げを実施
	休日保育事業	年始時期（1/4、1/5）の保育を実施
24年度	放課後児童クラブ事業の充実	終了時間を延長（18：00まで⇒18：30まで）
	保育の充実	保育時間を延長（7：30～18：30⇒7：00～19：00）
	多胎児ファミサポ事業	多胎児を養育する親に対し、ファミサポ利用券交付
26年度	保育所の民間譲渡	指定管理を行っていた保育所事業のうち、一の坂保育所、江部乙保育所を譲渡、花月保育所は無償貸与

・滝川市こどもプラン（次世代育成支援後期行動計画）で掲げた目標につき、項目ごとの進捗状況を確認します。

基本方針および施策の展開

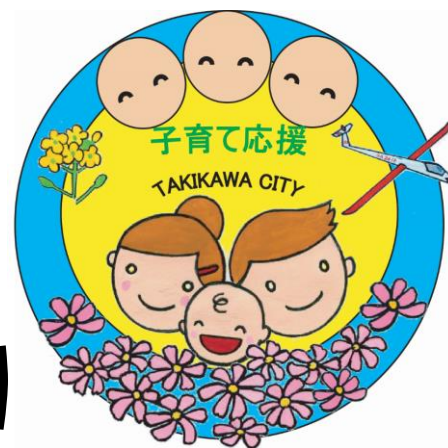
●計画の基本的な考え方

滝川市は平成21年4月に「子育て・子育て環境の充実」のために、こども未来づくり条例を策定しています。同条例の前文では「私たち、滝川市民は、こどもが一人前に育つまで見守る責任がある。そのためには、こどもにかかわるそれぞれの主体がお互いに協力し合い、こどもが健やかに成長できるよう支援に努めなければならない。」と謳っています。

この計画は、少子高齢化社会を迎えた現代における子育て・子育て環境づくりのため、地域社会全体で子どもの育ちを支え合う仕組みづくりを構築していくための様々な施策や事業を体系化し、条例の基本理念を尊重しながら、「滝川市で子育てしたいと思われる環境づくり」を目指し、今後5年間で集中的に取り組む行動計画です。

本計画の前進となる滝川市こどもプラン（次世代育成支援後期行動計画）では、国の「行動計画策定指針」の趣旨、計画の内容に関する事項や「こども未来づくり条例」の基本理念等に基づき、計画を策定しましたが、この子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、これまでの後期行動計画の振り返り、平成25年12月に実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果等を考慮しながら、引き続き以下の施策について取り組みます。

滝川市で 子育てしたいと 思われる環境づくり

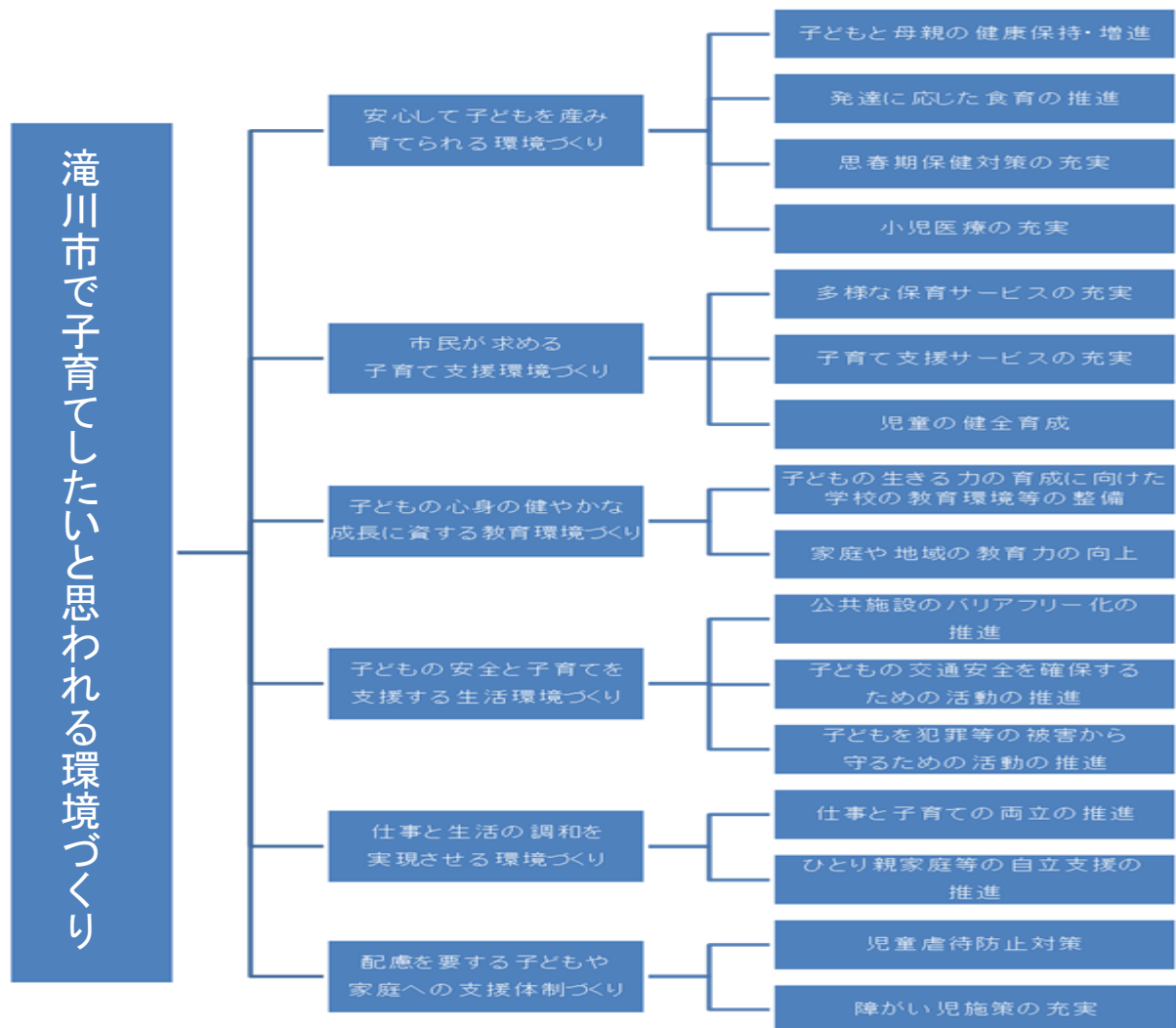


●計画の基本視点

計画推進にあたっての基本的な視点については、施策の連続性並びに整合性の観点からも、基本的に滝川市こどもプラン（次世代育成支援後期行動計画）並びに「こども未来づくり条例」の趣旨を引き継ぎながら、前計画策定時との状況の変化を加味することとし、個別の施策や事業全体に共通する基本的な視点を①子育て支援の総合化、②子どもの視点のまちづくり、③地域の子育て力の醸成とします。

●施策体系

この計画を効率的に推進していくため、個別事業や施策ごとの目標を設定し、この計画の進み具合を検証していきます。



1. 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

1-（1）子どもと母親の健康保持・増進		
関連する事業・施策	概要	担当部署
乳幼児相談	子どもの発育発達をともに考えられる場を提供し、子育てに必要な力がつくように支援する。	健康づくり課
新生児・乳幼児訪問	三種の質問票（子育てアンケート、産後うつ質問票、赤ちゃんへの気持ち質問票等）を活用し、支援を要する家庭を早期に把握し、養育者支援を行う。	健康づくり課
妊婦相談	母体の安全、健康増進のため妊婦健診勧奨、妊娠出産に関わる相談を行う。支援を要する妊婦を早期に把握し支援を開始する。	健康づくり課
マタニティクラス	妊婦同士の交流と、妊娠、出産、食に関する知識を身につける機会の提供。	健康づくり課
乳幼児歯科相談・健診、栄養相談	母親自身が口腔内の状況を知り、予防することで、子どものむし歯罹患リスクの軽減を図る。	健康づくり課
健康診査	1歳6か月、3歳児健診を実施。	健康づくり課
保育所幼稚園歯科保健指導	保育所、幼稚園で歯科検診を実施。フッ素塗布はH18 から実施している。	健康づくり課
【新規】 不妊治療費支援事業	一般不妊治療費、不育治療費の自己負担分を助成する。	健康づくり課

1-(2) 発達に応じた「食育」の推進		
関連する事業・施策	概 要	担当部署
マタニティクッキング	健康な母体で健康な子どもを産み育てることができるよう、妊娠期の食生活のレクチャーのほか、離乳初期食の料理教室	健康づくり課
妊婦を対象にした食生活に関する指導	子どもの健全育成と食に対する自己管理能力を高めるため、「健やかマタニティライフのための食生活ガイド」を母子手帳交付時に配付。	健康づくり課
滝川おもしろ食育塾	小学生などを対象に、地域活動の場で「食」や「農」に関する知識や経験などを話したり、調理や農業体験などを実施。	健康づくり課
高校生への食育教室	「赤ちゃんにキスを」事業の際に、ベビーフードの試食や思春期の適切な食習慣形成のための学習。	健康づくり課
地産地消の交流給食	地元の生産者を招き農産物の学習や一緒に給食を食べるなど交流給食を通じて、地場産物の流通経路や生産過程を理解する	教育委員会
農業収穫体験	農業体験を通し、食作りの尊さを知り、生産者と交流することで、食べ物に対する感謝の気持ちを持つとともに、栽培・収穫を行い給食やおやつの時間に食すことで食について考える機会を提供する。	健康づくり課 子育て応援課
エプロンシアター	保育所等において、視覚を通した食への興味、食べ物の働きや仕組みを知ってもらう。	子育て応援課

1-(3) 思春期保健対策の充実		
関連する事業・施策	概 要	担当部署
性に関する健康教育	保護者や地域住民への啓蒙を図るため、子育て支援センターでの子育て講座や出前講座等を利用して健康教育を実施。 学校やPTAの依頼に応じて性に関する健康教育を実施。	健康づくり課
「赤ちゃんにキスを」	高校生と乳幼児とのふれ合いを通じ、自分なりの将来の親像を描いてもらうと同時に性感染症や児童虐待の予防につなげる。	健康づくり課 子育て応援課
未成年喫煙防止教育	小中学校で喫煙防止のための健康教育を展開する。	健康づくり課

1-(4) 小児医療の充実		
関連する事業・施策	概 要	担当部署
各種予防接種	子どもを感染症から守るために、様々な予防接種を実施する。 (BCG、不活化ポリオ、四種混合、麻しん風しん混合、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、二種混合、子宮頸がん)	健康づくり課
妊婦健診費用助成	妊婦健康診査受診票を交付し、妊娠中に 14 回、医療機関および助産所での健診を助成。	健康づくり課
乳幼児医療費の助成	医療費の助成を受けられる乳幼児等医療費受給者証を、健康保険証とともに医療機関に提示することで医療費の助成を受けることができる。	保険医療課

2. 市民が求める子育て支援環境づくり

2-(1) 多様な保育サービスの充実		
関連する事業・施策	概 要	担当部署
延長保育	通常保育の時間を延長して児童を預かる保育事業。 ※私立幼稚園においても預かり保育として実施中	子育て応援課
一時預かり保育	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を一時的に預かる保育事業。 ※利用者減により1か所での集中実施を検討	子育て応援課
病後児保育	市内の保育所に通所中の児童等が病気の回復期であり、集団保育を受けることが困難な期間、対象となる児童を一時的に預かる保育事業。	子育て応援課
産休明け保育	生後 6 週目から児童を預かる保育事業。	子育て応援課
夜間保育	夜間 10 時位まで実施する保育事業。 ※ニーズは少数だが検討可否を協議	子育て応援課
休日保育	利用者の要望を受け、年始休業中の 1/4、5 に実施中	子育て応援課
保育所保育料の見直	国で定める基準額の減額	子育て応援課

し	※更なる引き下げの可能性を検討	
民間保育所の運営	社会福祉事業団による保育所の運営	子育て応援課

2-(2) 地域における子育て支援サービスの充実		
関連する事業・施策	概要	担当部署
ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を受けたい人(依頼会員)と行いたい人(提供会員)が会員となり、地域の中で助け合う会員組織。	子育て応援課
地域子育て支援センター事業	地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能すると共に、地域支援活動を実施。 ※拠点の集約化を検討	子育て応援課
つどいの広場事業	常設のつどいの場を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施。	子育て応援課
こども広場事業	児童館として利用していない午前中に子育て中の親子に解放し、仲間づくりや児童厚生員による遊びの場として提供を実施。	子育て応援課
世代間交流の推進	就学児童、中高生、高齢者等が乳幼児と交流することで、他者への関心や共感能力を高め、赤ちゃんへの愛着の感情を醸成するとともに、将来の子育ての予備的な体験とする。	子育て応援課
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月を迎えるまでの乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うもの。	健康づくり課 子育て応援課
養育支援訪問事業	上記全戸訪問事業により、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図るもの。	健康づくり課
既存施設の活用	商店街の空き店舗や余裕教室の活用等により、地域における子育て支援の充実を図る。 ※つどいの広場で実施中	子育て応援課
【新規】トリプルP講演会の実施	トリプルP(前向き子育てプログラム)講演会を実施。	健康づくり課 子育て応援課
【新規】利用者支援事業(子育て世代包括支援センターの整備)	母子保健に関する相談に対応するため、妊娠期から子育て期に亘るまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)を整備する。	健康づくり課

2-(3) 児童の健全育成(子どもの居場所づくり)		
関連する事業・施策	概要	担当部署
放課後児童クラブ事業(たきかわ学童クラブ)	昼間、就労等の理由で留守家庭となる小学校の低学年児童に生活の場を提供するもの。 ※放課後子ども総合プランに基づき、学校敷地内を含む移設を含め検討	子育て応援課
放課後子ども教室事業	退職者や高齢者等が地域における子育ての担い手として活躍できるよう支援するとともに、地域の方々にボランティアとして参画いただき、子どもの安全管理面に配慮した、様々な放課後活動を実施する。 ※放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブ事業との一体的運営を検討	子育て応援課
児童館事業	児童館において児童に健全な遊びを提供する。 ※運営方法の再検討	子育て応援課
子どもの意見発表の機会の提供	子どもの意見を発表でき、まちづくりに反映するシステムを検討する。 ※たきかわ子ども会議の開催	教育委員会

2-(4) 経済的な支援の充実		
関連する事業・施策	概要	担当部署
児童手当	中学校修了前の子どもの養育者に対し、手当を支給する。	子育て応援課
保育料の軽減	国が定める基準から約10%を減額し、子育て世帯の経済負担の軽減を図る。	子育て応援課

私立幼稚園就園奨励費補助事業 ※H27～補助額の復元	子どもを私立幼稚園に通園させている保護者の経済的な負担を軽減するため、所得状況や世帯状況に応じて入園料と保育料の一部を補助する。	教育委員会
要保護及び準要保護児童生徒の就学援助	要保護及び準要保護児童生徒の保護者に対し、学用品費等を援助する。	教育委員会
住み替え支援制度	18歳以下の子供が同居する世帯で、中空知住み替え支援協議会が斡旋する戸建て賃借住宅に転居する場合に補助します。	建築住宅課
妊婦一般健康診査費用助成	妊婦週数に応じて、一人最大14回までの妊婦健康診査費用を助成します。	健康づくり課
【新規】 不妊治療費支援事業	【再掲】	
妊婦健診費用助成	【再掲】	
乳幼児医療費の助成	【再掲】	

3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境づくり

3-（1）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備		
関連する事業・施策	概要	担当部署
少人数学級実践事業	子ども一人ひとりに応じた、きめ細やかな指導と見守りを充実するため、市独自に小学3・4年生で実施	教育委員会
幼児教育と小学校教育の連携	「市内幼稚園・保育所・小学校連携推進研修会」や「小学校入学に係る引継会」などの情報交換会を開催し、小学校への円滑な接続を図る。	教育委員会
学校サポート事業	学習指導・生徒指導を充実させるために、「学びサポーター」を全校に配置する。	教育委員会
確かな学力の育成	児童生徒一人ひとりに「確かな学力」を育成するため、少人数学級や少人数指導の充実を図るとともに、放課後学習と家庭学習を通じて学習習慣の定着を図る。	教育委員会
道徳教育の充実	滝川市道徳教育推進事業により、児童生徒に豊かな心を育む道徳の授業を中心に指導の充実を図る。	教育委員会
適応指導教室の運営	不登校児童生徒を対象とした適応指導教室（ふれあいルーム）を、各学校や家庭・関係機関等と連携を図りながら運営し、早期の学校復帰に向けた支援を行う。	教育委員会
スクールカウンセラーの全校配置	市立学校の教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーを全校に配置する。	教育委員会
ICT環境の整備	各学校に整備したパソコンや電子黒板、実物投影機を活用した分かりやすい授業により学習効果を高める。	教育委員会

3-（2）家庭や地域の教育力の向上		
関連する事業・施策	概要	担当部署
ブックスタート事業	読書活動のきっかけや親子のふれあいを支援するため、赤ちゃんの成長にあわせて3回絵本を贈る	教育委員会
家庭教育支援事業	子どもの基本的な生活習慣、倫理観、マナーの定着など、家庭教育支援を推進する。	教育委員会
学校支援地域本部事業	学校が必要とする活動について地域の方々をボランティアとして派遣し、地域の教育力の下、学校を支援する。	教育委員会
青少年健全育成事業	地区育成会が中心となり、市との協働により交流体験や自然体験など、多様な体験活動の取り組みを通して児童の健全育成を推進する。	教育委員会
有害環境対策の推進	性や暴力などを過激に扱った有害図書の陳列指導や、青少年の携帯電話へのフィルタリング徹底など有害環境対策に取り組む。	教育委員会

4. 子どもの安全と子育てを支援する生活環境づくり

4-（1）子どもの交通安全を確保するための活動の推進

関連する事業・施策	概 要	担当部署
交通安全教育の推進	保育所・幼稚園・小学校を中心に、交通安全に関する教室を開催する。	くらし支援課
交通安全実践教育の推進	交通公園、学校等周辺においてダミー実験、歩行・自転車訓練等の実践的な交通安全教育を推進する。	くらし支援課
保護者等への交通安全指導講習会等の開催	母親その他の保護者等に対して交通安全指導のための講習会等を開催する。	くらし支援課

4-（2）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進		
関連する事業・施策	概 要	担当部署
不審者情報等の関係団体等への提供による見守り	不審者情報等を入手した際における滝川市安全・安心ネットワーク会議構成団体や周辺町内会に対する迅速な情報提供を行う。	くらし支援課
児童の登下校時の見守り	児童が安全に登下校できるよう、地域住民による声掛けや青色回転灯パトロール等を実施する。	くらし支援課
	児童の登下校時間や不審者情報をお知らせする「児童見守りシステム」の普及を推進する。	教育委員会
「子ども 110 番の家」等の防犯ボランティア活動の支援	子どもを犯罪等の被害から守るため、緊急避難所として商店街や町内会等に協力してもらい、保護できる「子ども 110 番の家」を設置する。	教育委員会

4-（3）公共施設のバリアフリー化の推進		
関連する事業・施策	概 要	担当部署
子どもの遊び場の確保（公園、水辺、森林）	都市公園においては、子ども達が生き生きとした遊びや活動する場を提供する。また水辺や森林などを生かし、子ども達が身近な自然に親しみ、安心かつ安全に遊べるような環境整備を推進する。	土木課 都市計画課
公共施設等の段差解消等のバリアフリー化の推進	公共施設の新設や改築の際に、段差の解消や子育て世帯にやさしいトイレの整備を推進する。	建築住宅課
公園遊具の安全点検	遊具の安全対策を実施するなかで、子ども達が安心して遊べるように、事故の予防措置と遊具の保全的措置を講じ適切な維持管理に努める。	土木課
子育て世帯向け住み替え支援制度	18 歳以下の子供が同居する世帯が、中空知住み替え支援協議会の斡旋する戸建て賃借住宅に転居する場合に家賃補助を行う。	建築住宅課
赤ちゃんのホットステーションの普及推進	オムツ交換台や授乳スペースの設置に係る普及啓発を進め、利用可能箇所の拡大を図る。 (ダイエー滝川店に設置済)	子育て応援課

5. 仕事と生活の調和を実現させる環境づくり

5-（1）仕事と子育ての両立の推進		
関連する事業・施策	概 要	担当部署
ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図れるよう、職場優先の意識を変え、働き方や性別に基づく固定的な役割分担意識の見直しを進めるため、講演会の実施その他の啓発活動を推進する。	くらし支援課
企業の子育て支援（どさんこ子育て特典制度等）	小学生までの子どもがいる世帯が買い物や施設などを利用する際に、認証カードを提示することで、商店や施設などの好意によって様々な特典が受けられることができる制度。 ※H27 より一部内容が変更となる可能性があります。	子育て応援課
保育所事業	【再掲】	
ファミリーサポートセンター事業	【再掲】	

放課後児童クラブ事業	【再掲】
------------	------

5-(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進		
関連する事業・施策	概要	担当部署
児童扶養手当の支給	離婚などにより18歳未満の児童を養育しているひとり親、または養育者に支給される。	子育て応援課
ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等医療費受給者証を、健康保険証とともに医療機関に提示することにより、医療費の助成を受けることができる制度。	保険医療課
母子・父子自立支援事業	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立に向けて支援を行う、各種給付事業等の総合窓口を設置(自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費、母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業、母子・父子自立支援プログラム)。	子育て応援課
各種減免制度	母子世帯等への、各種減免制度を充実(保育所保育料、放課後児童クラブ利用料、上下水道料、ゴミ処理手数料 等)。	子育て応援課ほか

6. 配慮を要する子どもや家庭への支援体制づくり

6-(1) 児童虐待防止対策		
関連する事業・施策	概要	担当部署
家庭児童相談室	児童虐待に関する通報の窓口であるとともに、子どもと子育て家庭の悩みごとについてのあらゆる相談を受け、必要に応じて児童相談所等関係機関と連携して対応	子育て応援課
児童の保護	虐待等により子どもの安全が確保できないと判断される場合は、児童相談所と連携し、一時保護を行う。	子育て応援課
家庭内暴力(DV)への対応	DVのあった家庭に子どもがいる場合も、子どもへの虐待と考えられるため、適切な対応を行う。	子育て応援課
要保護児童等対策連絡協議会による情報共有	児童虐待に関する情報が切れ目なく引き継がれるよう、関係機関との情報共有に努める。	子育て応援課
家庭児童相談員の研修	児童虐待に対応する家庭児童相談員の資質向上のため、研修を行う。	子育て応援課
虐待防止の啓発活動	毎年11月の児童虐待防止月間に合わせ、関係機関へオレンジリボンを配布するなど啓発を図る。	子育て応援課
乳児家庭全戸訪問事業	【再掲】	

6-(2) 障がい児施策の充実		
関連する事業・施策	概要	担当部署
特別支援教育の推進	障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた支援を行うために、保護者や関係機関等との連携を図り、特別支援教育の充実を図る。	教育委員会
発達相談(早期発見・早期療育)	保健センターの乳幼児健診時に発達障害の早期発見に努め、こども発達支援センターの発達相談、早期療育に結び付ける。	健康づくり課
早期療育体制の整備	基幹相談支援センターや市内の指定障がい児相談支援事業者による相談支援体制の強化。	
発達相談体制の強化	こども発達支援センターを中心に、関係機関との連携強化、専門職員の資質向上に努める。こども発達支援推進協議会による研修会、情報交換会等の実施	子育て応援課
障がい児保育の充実	保育を要する障がいのある児童を保育所に入所させ、健常児とともに統合保育することにより、成長発達を促進する。	子育て応援課
放課後児童クラブでの障がい児受入れ	市内6か所で実施している放課後児童クラブ(学童クラブ)において、障がい児を適宜受け入れる。	子育て応援課
各種手当の支給	特別児童扶養手当や障害児福祉手当等、障がいのある子どもがいる家庭への経済的支援。	福祉課

平成 25 年 12 月実施の子育て支援に関するニーズ調査の概要

回収数と回収率

調査票の種類	配布数	回収数	回収率
未就学の子どもの 保護者用	996 票※	408 票	41.0%
小学生の保護者用	1,000 票	391 票	39.1%
合計	1,996 票	799 票	40.0%

※就学前の世帯のうち4世帯分は、転居先不明等の理由により郵便が不着となったもの。

ニーズ調査結果（概要の掲載）

< 法定記載事項 >

主要事業の目標事業量

1. 教育・保育提供区域の設定

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定することとされています。

⇒ 滝川市においては、「市全域」を教育・保育提供区域として設定することとします。

2. 教育・保育の提供体制の確保

（1）教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」に関し、ニーズ調査結果をもとに、滝川市に居住する子どもの「幼稚園」「保育所」「認可外保育施設」等の「現在の利用状況」と「今後の利用希望」を踏まえ、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び確保方策」を設定しました。

①年齢の設定

年齢は、以下のように設定します。

教育・保育施設及び地域型保育事業		算出対象 児童年齢
1号認定	幼稚園（認定こども園）	3～5歳
2号認定①	幼稚園 ※保育を必要とする事由に該当し、教育を希望	3～5歳
2号認定②	保育所（認定こども園）※保育を必要とする事由に該当し、保育を希望	3～5歳
3号認定	保育所（認定こども園・地域型保育事業）	0～2歳

②需要量と確保の方策

【平成27年度】

市全域		1号認定	2号認定①	2号認定②	3号認定	
		3歳以上教育		3歳以上保育	1～2歳保育	0歳保育
見 込 量	認定こども園、保育所	429		241	176	71
	認定こども園、幼稚園		160			
	合計①		589	241	176	71
確 保 方 策 (提 供 量)	特定教育・保育施設			250	176	71
	確認を受けない幼稚園		565			
	認可外保育施設			15		
	合計②		565	265	176	71
②－①			△24	24	0	0

【平成28年度】

市全域		1号認定	2号認定①	2号認定②	3号認定	
		3歳以上教育		3歳以上保育	1～2歳保育	0歳保育
見 込 量	認定こども園、保育所、	387		218	180	69
	認定こども園、幼稚園		145			
	合計①		532	218	180	69
確 保 方 策 (提 供 量)	特定教育・保育施設			250	180	69
	確認を受けない幼稚園		565			
	認可外保育施設					
	合計②		565	250	180	69
②－①			33	32	0	0

【平成29年度】

市全域		1号認定	2号認定①	2号認定②	3号認定	
		3歳以上教育		3歳以上保育	1～2歳保育	0歳保育
見 込 量	認定こども園、保育所	373		210	174	67
	認定こども園、幼稚園		139			
	合計①		512	210	174	67
確 保 方 策 (提 供 量)	特定教育・保育施設			250	174	67
	確認を受けない幼稚園		565			
	認可外保育施設					
	合計②		565	250	174	67
②－①			53	40	0	0

【平成30年度】

市全域		1号認定	2号認定①	2号認定②	3号認定	
		3歳以上教育		3歳以上保育	1～2歳保育	0歳保育
見 込 量	認定こども園、保育所	355		200	168	65
	認定こども園、幼稚園		133			
	合計①		488	200	168	65
確 保 方 策 (提 供 量)	特定教育・保育施設			250	168	65
	確認を受けない幼稚園		565			
	認可外保育施設					
	合計②		565	250	168	65
②－①			77	50	0	0

【平成31年度】

市全域		1号認定	2号認定①	2号認定②	3号認定	
		3歳以上教育		3歳以上保育	1～2歳保育	0歳保育
見込量	認定こども園、保育所	356		200	162	62
	認定こども園、幼稚園		133			
	合計①		489	200	162	62
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設			250	162	62
	確認を受けない幼稚園		565			
	認可外保育施設					
	合計②		565	250	162	62
②－①			76	50	0	0

※各年度の確保方策において「確認を受けない幼稚園」として計上している施設に関しても、平成28年度以降については特定教育施設へ移行する可能性があります。

※各年度の確保方策において「確認を受けない幼稚園」として計上している数値の内訳は、滝川市420名、新十津川町140名、砂川市5名です。

(2) 教育・保育施設の一体的提供の推進

現時点において、認定こども園を含む、新たな施設の設置は検討されていませんが、いずれの認定区分においても、現提供量で見込量をまかなうことができる見込みであることから、施設の状態（老朽化・耐震性）や地域性、スムーズな就学移行を考慮しながら、適切な提供量の確保及び利用調整に努めます。

また、児童数の急変等により、提供量が不足する見込みとなった場合には、地域型保育事業の活用等により、必要量の確保に努めます。

なお、市内私立幼稚園については、本計画策定段階において、従来通りの運営を選択されましたが、平成28年度以降、特定教育施設へ移行する可能性があります。

(3) 教育・保育の推進に関する体制の確保

本計画策定時点において、市内の保育所に関する窓口は子育て応援課が担当し、幼稚園利用に関する窓口は学校教育課が担当していることから、相互の連携を図りながら利用者の対応、情報提供に努めます。

なお、市内私立幼稚園に関しても、新制度移行に係る相談窓口は子育て応援課が担当していますが、特定教育施設へ移行するなど、状況に変化があった際には、一体的な体制の確保等につき検討します。

(4) 教育・保育の質の向上

幼児期における教育、保育から小学校教育への円滑な接続を図るため、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた「幼保小連携」の強化が緊要な課題となっています。

そのため、幼稚園・保育所と小学校の教職員並びに関係職員が幼児・児童の発達段階を踏まえた教育内容や指導方法の違いと共通点について理解を深めることで、幼児期の教育の成果が小学校へつながるようにすることが大切です。

このことから、異校種間の授業参観や協議を通して、幼稚園・保育所と小学校の各段階で取り組むべき課題を明らかにし、相互の教育実践のより一層の充実を図ることを目的として「市内幼稚園・保育所・小学校連携推進研修会」を引き続き開催することとします。

(5) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

小学校就学前児童の保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に幼稚園や保育所等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を実施します。

とくに、出産後、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業満了時（原則1歳到達時）に幼稚園、保育所等の利用を希望する保護者については、育児休業満了時から円滑に利用できるよう環境整備に努めます。

3. 地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保策

1 利用者支援事業【新規】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
確保量	3	3	3	3	3

◆実施方針◆

新規事業となるため、子育て応援課のほか、地域子育て支援センター2か所が役割を担うこととし、利用者ニーズを把握しながら、必要に応じて保健センター等での開設（母子保健型）について検討します。

2 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込量	1,848	1,851	1,787	1,728	1,672
確保量（箇所数）	3	3	3	3	3

◆実施方針◆

現在、市内3カ所（一の坂地域子育て支援センター、花月地域子育て支援センター、親子ひろばとんとん）で開設しており、現状の体制を基本にしつつも、利用者数が減少傾向にあることから、効率的な運営に向け検討します。

3 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込量（人数）	280	260	260	260	260
見込量（回数）	3,920	3,640	3,640	3,640	3,640
確保量	3,920	3,640	3,640	3,640	3,640

◆実施方針◆

妊娠中の健康管理とすこやかな赤ちゃんの出産のために、原則、お一人14回分の妊婦健康診査の費用を助成します。

4 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込量	243	235	226	220	213
確保量	250	250	250	250	250

◆実施方針◆

現在実施している保健師、子育て支援センター職員及び支援員による訪問を継続するほか、支援員等に対する研修の実施につき検討します。

5 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込量	24	24	23	22	21
確保量	25	25	25	25	25

◆実施方針◆

現在実施している保健師による対応を継続して実施します。

6 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込量	0	0	0	0	0
確保量	0	0	0	0	0

◆実施方針◆

現状においては、対象となる施設、ニーズがないものと判断し、民間に委ねることとします。

7 ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込量	195	191	187	185	176
確保量	331	331	331	331	331

◆実施方針◆

現在実施している1か所で実施します。引き続き、援助活動の担い手となる提供会員に関し、人材確保と研修を通じた質の向上を図ります。

8 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

(保育所)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込量	16,307	15,573	15,009	14,404	14,164
確保量	17,700	17,700	17,700	17,700	17,700

(幼稚園)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込量（1号認定）	1,599	1,447	1,394	1,325	1,328
〃（2号認定）	41,471	37,520	36,153	34,362	34,443
確保量（延べ人数）	43,200	43,200	43,200	43,200	43,200

◆実施方針◆

現在実施している保育所において行うことを基本としますが、利用の状況を注視しながら、実施施設の集約化を含め検討することとします。

また、幼稚園における一時預かり事業については、市内私立幼稚園が特定教育施設へ移行した場合につき、本事業に位置付け、実施を検討することとします。

9 時間外（延長）保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込量	328	313	300	289	285
確保量	390	390	390	390	390

◆実施方針◆

利用者の意向に基づき、現在実施している保育所において引き続き実施することとします。

10 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込量	549	522	503	482	474
確保量	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180

◆実施方針◆

現在滝川中央保育所において実施している、病後児保育事業を引き続き実施します。また、利用対象者の拡大につき検討します。

11 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込量	301	294	284	279	256
確保量	300	300	300	300	300

◆実施方針◆

放課後児童クラブ事業については、現定員をほぼ満たす利用希望が見込まれており、平成31年度に向け、基本的に現状の6か所の体制を確保しながら、利用希望を満たせるよう努めるとともに、利用時間延長について検討します。

また、現在4か所で運営している放課後子ども教室については、平成31年度に向け、各施設の利用状況を踏まえながら、「放課後子ども総合プラン」で示された一体型を含め、活動内容、実施場所について検討します。

なお、放課後児童クラブ事業において、各児童クラブにおける一つの支援の単位の定員については、国が示す40名に近づけるよう努めるとともに、「放課後子ども総合プラン」で示された一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室については、効果的な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に関する検討の場として、運営委員会を設置するとともに、教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校の教職員や放課後児童クラブ、放課後子ども教室の関係者との間で共通理解や情報共有を図るとともに、教育委員会と福祉部局の双方が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努め、小学校の空き教室の利用など学校施設の使用計画や活用状況等について、十分に協議を行い、平成31年度までに2か所の移行、開設を目指します。

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

◆実施方針◆

国、近隣地域の動向を見ながら、必要に応じて実施に向けて検討することとします。

13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

◆実施方針◆

国、近隣地域の動向を見ながら、必要に応じて実施に向けて検討することとします。